

茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者募集要項の内容に関する質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	<p>募集要項7ページ(6)のAについて                      基準職員配置は1支援単位(40人)ごとに2人以上の職員を配置(ただし、その1人を除き、補助指導員に代えることが可能)し、基準を超えた登所児童については13人につき1人の放課後支援員又は補助指導員を配置するとありますが、例として第一ブロックの小出児童クラブで定員一杯(56人)児童の登所の場合の職員配置は指導員4人(内3人は補助指導員でも可能)との理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>「茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第2項に規定する基準を超えて」とあるのは、茅ヶ崎市児童クラブでは現在、保育の質を高める観点から、当該基準よりも手厚く指導員を配置している、という意味です。                      従いまして、40人を超える登所児童13人につき1人の支援員又は補助員を配置するということではなく、40人を超えるか超えないかにかかわらず、登所児童数13人につき1人の支援員又は補助員を配置する必要があります。                      ご質問いただいた例に則りますと、小出児童クラブで定員いっぱいの56人の児童が登所した場合には、<math>56人 \div 13人 = 4.3人</math>となりますので、支援員を5人配置する必要があります。そして、そのうち4名は補助員でも可能である、ということになります。</p>
2	<p>募集要項3ページ(1)のA、イについて                      開所時間前の連絡調整等のための職員の要待機人数、待機時間についての規定(基準)はございますでしょうか？</p>	<p>開所時間前の連絡調整等のための職員の待機人数や待機時間についての規定や基準はございませんが、市としては、学校や保護者との連絡調整や開所準備等のための準備時間が十分に設けられていることが望ましいと考えます。</p>
3	<p>募集要項7ページ(5)のオ/別紙4の項番6・7について                      複数ブロックに応募する場合、提出書類の証明書等(原本)を応募ブロック分提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>複数ブロックに応募する場合については、登記事項証明書、納税証明額がわかる証明書等は、一番若い番号のブロックに原本をつけていただき、残りのブロックの応募書類には写しの提出で構いません。</p>
4	<p>募集要項7ページ(5)のオ/別紙4の項番8について                      提出書類の中に、従業員(正社員・パート・アルバイト等)2～3名分の労働条件通知書(雇用契約書)及びそれらに対応する3か月分の賃金台帳とありますが、2～3名とは、職種に拘らず2～3名選んで提出するのか、雇用形態ごとに2～3名分を提出するのどちらでしょうか。</p>	<p>正社員・パート・アルバイト等雇用形態ごとにそれぞれ2～3名分の提出をお願いします。例えば、正社員とパートがいる場合は、正社員2～3名分、パート2～3名分ということとなります。</p>
5	<p>募集要項7ページ(5)のオ/別紙4の項番8について                      複数ブロックに応募する場合、提出書類となっている主たる事業所の就業規則並びに従業員(正社員・パート・アルバイト等)2～3名分の労働条件通知書(雇用契約書)及びそれらに対応する3か月分の賃金台帳は同一のものを提出してもいいのでしょうか。</p>	<p>複数ブロックに応募する場合については、同一のものでも構いません。</p>